

原子力災害に備えた
島根県広域避難計画
(平成28年3月現在)

平成28年3月
島根県

<本計画の位置づけ>

- 本計画は、中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として作成したものである。
- 作成に当たっては、鳥取、島根両県及び関係 6 市（松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市及び境港市）、避難の受け入れ先となる県内市町、中国各県・市町村との調整を行い、避難先となる自治体からは避難受け入れの了解をいただいたところである。
- 本計画は、改定時点の国の法令等の諸規定や関係団体との調整に基づくものであり、今後においても、国における原子力災害対策指針の改定、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定を行うこととする。
- 県内 4 市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）は、本計画を基として各自の広域避難計画を作成及び改定するものとする。

< 目 次 >

第1章 広域避難計画の策定について	1
1. 計画策定の経緯	
2. 計画策定に当たっての基本的な方針	
第2章 広域避難計画策定の前提	2
1. 避難の対象地域	
2. 避難先地域	
3. 防護措置の考え方	
第3章 避難等に係る連絡体制	7
1. 島根県の体制	
2. 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）の体制	
3. 情報連絡、住民広報手段の確保	
第4章 避難体制	11
1. 住民（一般）の避難体制	
2. 避難行動要支援者等の避難体制	
3. 避難退城時検査体制の整備	
4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備	
第5章 避難住民の支援体制等	19
1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等	
2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等	
3. 円滑な避難実施受け入れに当たって検討すべき事項	
第6章 実効性向上のための取組み	21
1. 国による広域避難の支援体制の強化	
2. 避難先自治体との連携体制の強化	
3. 避難退城時検査体制の強化	
4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備	
5. 原子力防災資機材等の確保	
6. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進	

<別紙資料> 情報連絡、避難ルート、避難退城時検査候補地等に関する資料

広域避難計画の策定に関する主な経過

第1章 広域避難計画の策定について

1. 計画策定の経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害では、従来の防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）の目安である10kmの範囲を大きく超える地域に避難指示などが出され、さらに放射性物質の影響が広範囲に及び、住民避難が長期化するなど従来の原子力防災体制では十分対応できない状況となった。

このため、島根県は、鳥取県及び中国電力福島第一原子力発電所から30km圏域の6市（松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市及び境港市）とともに、平成23年5月に「原子力防災連絡会議」を設置し、国の原子力防災の方針が明示されない状況の中であっても、できることから原子力防災対策を進めていくこととして、同年9月には広域避難体制の整備を図ること等を盛り込んだ中間報告を取りまとめた。

また、平成24年9月には、国の防災基本計画（原子力災害対策編）が改正され、PAZ及びUPZを管轄に含む地方公共団体は、広域避難計画をあらかじめ策定することとされた。

こうした状況を踏まえ、島根県は関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）や鳥取県と連携し、避難先となる県内市町及び中国各県・各市町村等関係者と調整を行い、平成24年11月に広域避難計画を策定した。

その後、国において原子力災害対策への検討が進み、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針（以下、本編において「指針」という）が順次修正及び改定されたことから、これらと整合性を図るため平成28年3月に広域避難計画を改定した。

2. 計画策定に当たっての基本的な方針

- (1) 住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行えるよう体制を整えるとともに、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示すること。
- (2) 島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、防護措置を実施すること。
- (3) 避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図ること。

第2章 広域避難計画策定の前提

1. 避難の対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とする。〔別紙1〕

(1) P A Z (概ね 0 ~ 5 km)

市名	地区名
松江市	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、莊成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

(2) U P Z (概ね 5 ~ 30 km)

市名	地区名
松江市	P A Z を除く全地区
出雲市	伊野地区、佐香地区、東地区、檜山地区、灘分地区、久多美地区、平田地区、西田地区、北浜地区、莊原地区、出東地区、国富地区、鰐淵地区、直江地区、久木地区、伊波野地区、出西地区、阿宮地区、鳶巣地区、川跡地区、上津地区、高浜地区、大津地区、四絡地区、今市地区、遙堪地区、鵜鷺地区、塩治地区の一部（塩治善行町、塩治町の一部※、塩治有原町、上塩治町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、朝山地区の一部（朝山町）、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）
安来市	社日地区、十神地区、赤江地区、荒島地区、飯梨地区、能義地区、大塚地区、吉田地区、宇賀莊地区、広瀬地区、下山佐地区、菅原地区、布部地区、宇波地区、西谷地区、奥田原地区、山佐地区、島田地区の一部（黒井田町、島田町、門生町、汐手が丘、西恵乃島町、恵乃島町、穂日島町）、安田地区の一部（伯太町安田）
雲南市	大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、海潮地区、塩田地区、加茂地区、木次地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区、三刀屋地区、一宮地区

※塩治町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

2. 避難先地域

30km圏 避難地域		避 難 先 地 域	
市 名	県 名 (市町村数)	市 町 村 名	
松江市	島根県 (11)	浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	
	岡山県 (13)	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町	
	広島県 (5)	尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	
	計	3県 29市町	
出雲市	島根県 (1)	出雲市内 (30km圏外)	
	広島県 (12)	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	
	計	2県 13市町	
安来市	岡山県 (14)	津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	
	計	1県 14市町村	
雲南市	広島県 (5)	竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町	
	計	1県 5市町	
災害状況による避難先地域	鳥取県 (9)	日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、若桜町、智頭町	
合 計		4県 70市町村	

3. 防護措置の考え方

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき地方自治体に対して、国から避難指示等の防護措置の発令が指示される場合には、指針に示されている考え方沿って、島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じて、避難等の指示が行われる。

（1）放射性物質が放出前の防護措置

① P A Z 圏内（概ね 0～5 km 圏）の防護措置

- ア. 警戒事態（E A L 1）となった段階で、国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備の要請が行われる。
- イ. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階で、国から施設敷地緊急事態要避難者に対する避難の要請が、他の住民に対する避難準備の要請が行われる。
- ウ. さらに事象が進展し、全面緊急事態（E A L 3）に該当し、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出されると、国から予防的な避難の指示が行われる。

② U P Z 圏内（概ね 5～30 km 圏）の防護措置

- ア. 施設敷地緊急事態（E A L 2）となった段階で、国から屋内退避準備の指示が行われる。
- イ. 全面緊急事態（E A L 3）となった段階で、国から屋内退避の指示が行われる。
- ウ. なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z 圏内と同様な避難等の予防的防護措置を行う場合がある。

（2）放射性物質が放出後の防護措置

- ア. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に基づき、指針で示された基準により、避難対象となる区域を特定し、国から避難、一時移転等の指示が行われる。

《原子力災害対策指針抜粋》

基準の種類	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

一用語解説一

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 5 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L (緊急時活動レベル) に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >

緊急防護措置を準備する区域；原子力施設から概ね 30 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L (緊急時活動レベル)、O I L (運用上の介入レベル) に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

< 確定的影響と確率的影響 >

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて放射線防護のための考え方が定められている。

(確定的影響)

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

(確率的影響)

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

< 施設敷地緊急事態要避難者 >

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

< 緊急時活動レベル (E A L ; Emergency Action Level) >

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の 3 つの区分に設定される。

①警戒事態 (E A L 1)

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集

や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

②施設敷地緊急事態（E A L 2）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

③全面緊急事態（E A L 3）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

<運用上の介入レベル（O I L；Operational Intervention Level）>

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

<避難等防護措置>

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの。

避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの。

④安定ヨウ素剤の予防服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を予防的に服用することで放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの。

第3章 避難等に係る連絡体制

1. 島根県の体制

島根原子力発電所において、異常等や緊急事態区分に該当する事象が発生した場合、島根県は、関係する自治体及び防災関係機関等に対して島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。〔別紙2〕

ア. 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）への情報連絡

島根原子力発電所で事故、トラブル等が発生し、環境放射線異常時以降、島根原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

イ. 関係4市を除く県内市町村への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ウ. 鳥取県を除く中国各県への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時（島根県対策会議設置に至る場合）以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

エ. 指定地方公共機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

オ. 交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、施設敷地緊急事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

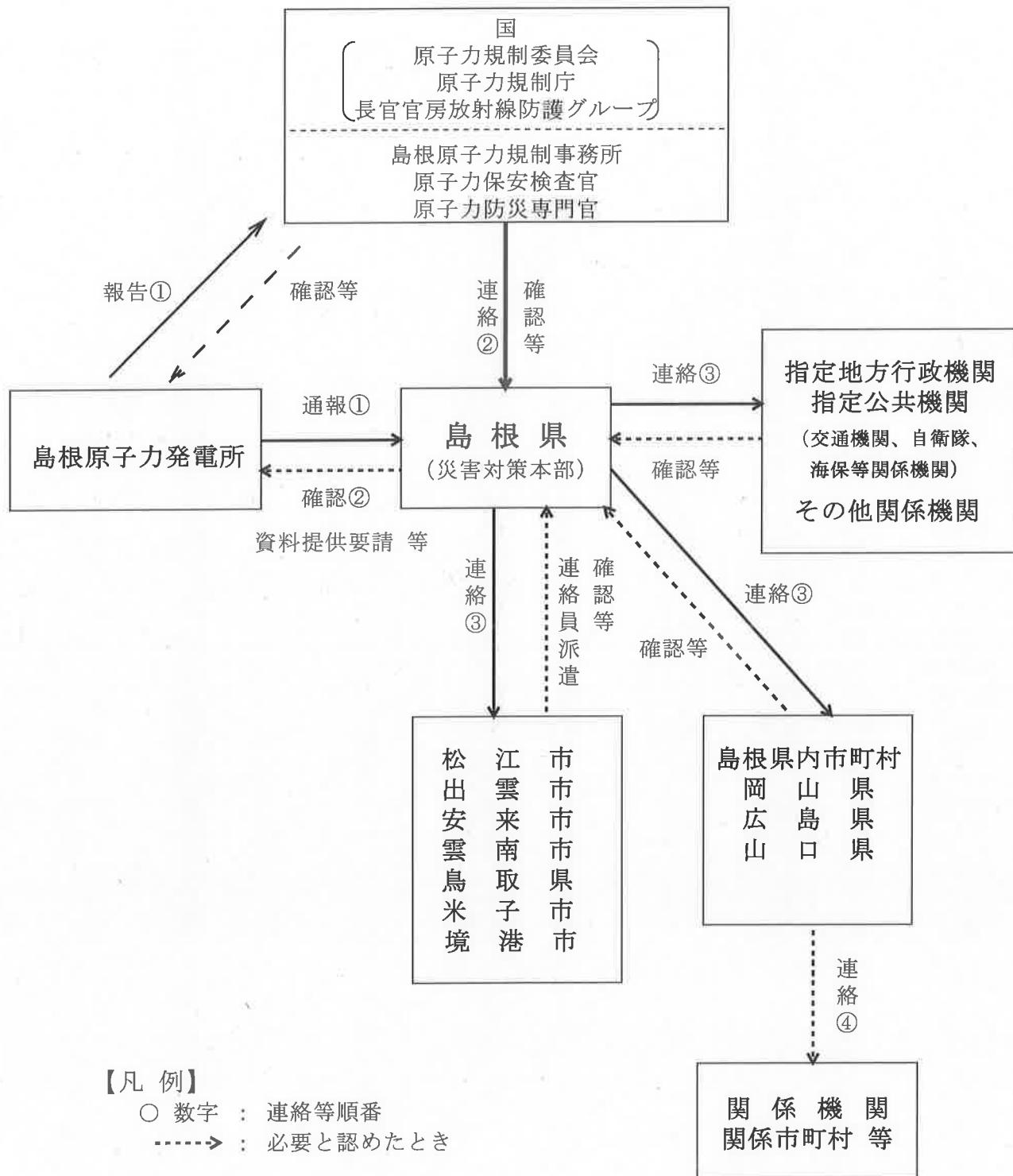
カ. 県民への情報提供

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関への放送要請や県ホームページ、防災メールなどを通じて、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報提供を行うこととし、その際には住民等が理解しやすい表現を用いる。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	<ul style="list-style-type: none">事故の状況、島根県の対応状況 等
② 警戒事態	<ul style="list-style-type: none">警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況P A Z 圏内の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等
③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	<ul style="list-style-type: none">島根県災害対策本部設置施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況施設敷地緊急事態要避難者の避難指示P A Z 圏内の避難準備連絡U P Z 圏内の屋内退避準備 等

④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)	<ul style="list-style-type: none">・全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況・緊急事態宣言発出・P A Z圏内の避難指示・U P Z圏内の屋内退避指示 等
⑤ O I L超過時	<ul style="list-style-type: none">・避難対象地域の避難等指示

＜島根県の情報連絡系統図（県対策会議設置以降）＞



【凡例】

- 数字 : 連絡等順番
-----> : 必要と認めたとき

2. 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）の体制

関係4市は災害対策本部を設置するなど、情報連絡体制等を確立し、島根原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や島根県からの避難準備、屋内退避、及び避難等に関する情報連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

ア. あらかじめ、住民及び地域コミュニティ組織等に対する住民広報が速やかにできる体制を整える。

イ. 在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、病院などに対しては、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

ウ. 住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理し、住民等にとつて理解しやすい表現を用いる。

<住民広報のタイミング（例示）>

- 特定の緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った場合
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 避難準備、屋内退避、避難等を指示する場合
- 安定ヨウ素剤の服用を指示する場合
- 放射性物質が放出された場合
- モニタリングの状況がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合 等）

<住民広報の内容（例示）>

- 事故等の状況
- 市、関係機関の対応状況
- 避難準備、屋内退避、避難等の指示に関すること
(対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項 等)
- その他（注意事項 等）

エ. 住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておく。

オ. 島根原子力発電所で重大な事故等が発生した場合には、住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を適宜行う。

カ. 島根原子力発電所で事故、災害が進展し、国や島根県から避難準備、屋内退避及び避難等に関する情報連絡があった場合は、速やかに住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を行う。

3. 情報連絡、住民広報手段の確保

島根県及び関係4市は、島根原子力発電所の事故、災害の状況、避難準備、避難指示情報等必要な情報が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

ア. 島根県及び関係4市は、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要がある。複数手段により通信が確保できる体制とともに、万が一に備え関係4市から島根県へ連絡員を派遣又は受け入れる体制を整える。

イ. 関係4市は、避難準備、屋内退避及び避難等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、防災無線、広報車、CATV、防災メール等、複数手段により住民広報を行う体制を整える。

第4章 避難体制

1. 住民（一般）の避難体制

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所に向かう。

自家用車避難が困難な住民については、関係4市が設置する一時集結所等からバス等公共的手段による集団避難を実施する。

また、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

（1）避難の流れ

避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、避難ルート上に設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する



① P A Z 圏内（概ね 0～5 km 圏）

ア. 島根県及び松江市は、島根原子力発電所における事故等の状況や避難準備の発出を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。

イ. 避難準備の発出があった段階で一旦帰宅し、避難に必要な物資等を用意するなど事故等が進展した場合の準備を行い、避難指示が発令された場合は自宅から避難することを原則とする。

ウ. 避難準備の発出があった後、帰宅する間がなく避難指示が発令された場合は、滞在している場所からの避難を行う。

　<学校等> 園児、児童、生徒等が保育所、幼稚園、学校（以下「学校等」という。）にいる場合はバスによる集団避難

　<職場等> 原則、自家用車等により直接避難

② U P Z 圏内（概ね 5～30 km 圏）

ア. 島根県及び関係4市は、島根原子力発電所における事故等の状況や屋内退避準備の発出を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。

イ. 屋内退避準備の発出があった段階で自宅へ帰宅し、屋内退避や避難に必要な物資等を用意するなど事故等が進展した場合の準備を行い、避難指示が発令された場合は自宅から避難することを原則とする。

ウ. 但し、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校等、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

（2）避難先等の確保、周知

ア. 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、関係4市及び島根県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と併せて、住民へ事前に周知しておく。〔別冊 附属資料〕

イ. 関係4市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

<一時集結所選定の基準（例示）>

- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- コンクリート造が望ましいこと（特に発電所から近い地域）
- 地区の人口、集合時間等踏まえ適切な位置にあること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

<一時集結所運営のポイント（例示）>

- 一時集結所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと
- 一時集結所での事務、体制を明確に定めておくこと
(市災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス乗車の誘導 等)
- 一時集結所への住民の集合手段について明確に定めておくこと

ウ. 関係 4 市及び島根県は、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を避難先自治体の協力を得てあらかじめ選定し、避難実施の円滑化を図る。

エ. 避難の実施が見込まれる段階で、島根県は関係 4 市と連携し、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。〔別紙 3〕

オ. 関係 4 市は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施する。

カ. なお、あらかじめ定めている避難先自治体が被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、あらためて他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行う。

（3）避難手段及び避難ルート等

①避難手段の確保

- ア. 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。
- イ. 自家用車避難が困難な住民は一時集結所から、学校等から避難する場合の園児、児童、生徒等は学校等から、バス等の避難手段により集団避難を行う。
- ウ. バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、関係 4 市と連携しながら一時集結所、学校等必要な箇所へ手配する。
- エ. 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- オ. バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

②避難ルートの設定

- ア. 避難先を踏まえ、関係 4 市は各地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しておく。
- イ. 避難ルートは、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画に定める道路によるものとする。〔別紙 4-1～4-14〕
- ウ. 避難の実施が見込まれる段階で、島根県及び関係 4 市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警察本部等関係者とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

③避難誘導・交通規制体制の整備

- ア. 避難を円滑に実施するため、島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- イ. 避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。

ウ. 広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

④避難住民の支援体制の整備

ア. 島根県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、要配慮者や女性への配慮に留意するものとする。

(4) 園児、児童、生徒等への対応

ア. 警戒事態等以降の段階で、事故の状況や各学校等の周辺状況を踏まえた、島根県及び関係4市が開催する対策会議等の協議に基づき、園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しや避難等について、県教育委員会又は市教育委員会からは指示^{*1}、県又は市の担当部局からは情報提供^{*2}を各学校等に対して行う。

イ. 各学校等は、保護者への引き渡しに関する指示又は情報提供を受けた場合、園児、児童、生徒等を安全に保護者に引き渡すための対応をとり、園児、児童、生徒等は自宅から保護者等と一緒に避難を行うことを原則とする。

ウ. 各学校等は、避難に関する指示及び情報提供を受けた場合、保護者に引き渡すことができないなどの理由により、学校等に残っている園児、児童、生徒等については、バスによる集団避難を実施し、避難先で保護者に引き渡す対応をとる。

エ. 島根県は、各学校等のマニュアル策定にあたり必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、関係4市及び各市教育委員会等に通知する。

オ. 各学校等は、災害時に適切に対応できるよう学校毎のマニュアルを策定する。

※1 県教育委員会又は市教育委員会は、所管の県立学校及び市立学校・幼稚園へ指示

※2 県又は市担当部局は、高等教育機関、私立学校・幼稚園、保育園へ情報提供

(5) 外国人への対応

ア. 島根県及び関係4市は、外国人に対して、島根原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。

イ. この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

(6) 一時滞在者（観光客等）への対応

ア. 島根県及び関係4市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに早期帰宅を求める。

イ. 避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行う。

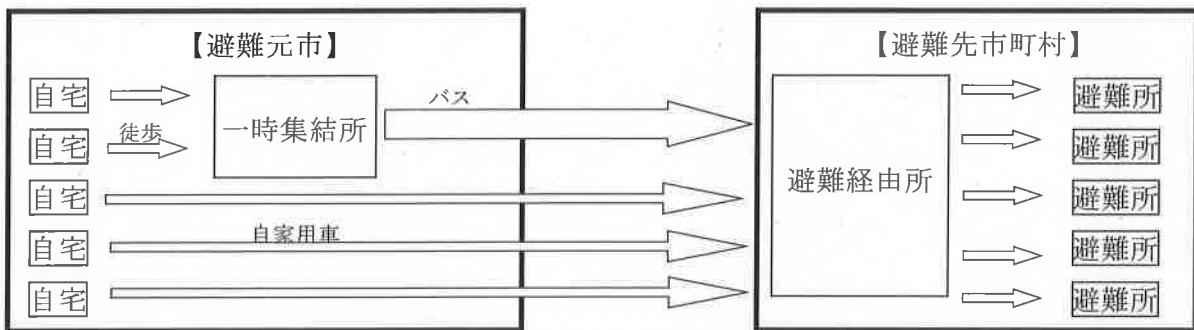
(7) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県、関係4市は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする。

イ. 国、島根県、関係4市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させる。

避難経由所について

<避難経由所のイメージ>



<避難経由所を開設するメリット>

- ① 避難経由所において、避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。 等

- 避難経由所での集結状況により段階的に順次、避難所を開設
- 基本的にバスか徒歩で移動
- 避難所駐車場に余裕がある場合で、やむを得ない場合は自家用車で移動

※ 避難経由所を事後的に避難所、または、避難元市の支援拠点として使用することも可能

2. 避難行動要支援者等の避難体制

避難行動要支援者や避難所生活で介護等が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者（グループホーム等入所者を含む、以下同じ。）及び在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所（一般的の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行う。

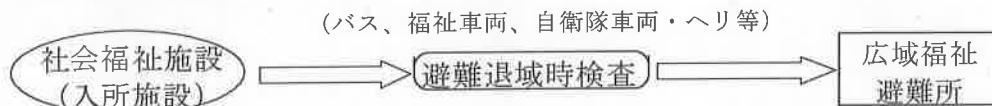
また、避難行動要支援者等については、避難等に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

なお、国が定める地域で、即時避難が容易でない等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される避難行動要支援者等は、必要に応じて避難準備が整うまでは放射線防護対策を実施した施設で屋内退避を行う。

（1）避難の流れ

避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、避難ルート上に設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する

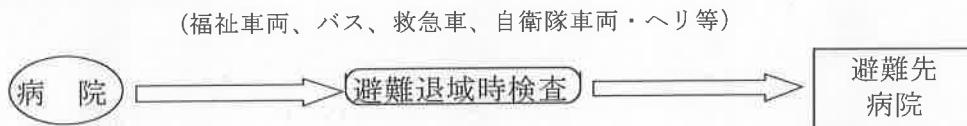
①社会福祉施設入所者及び通所者



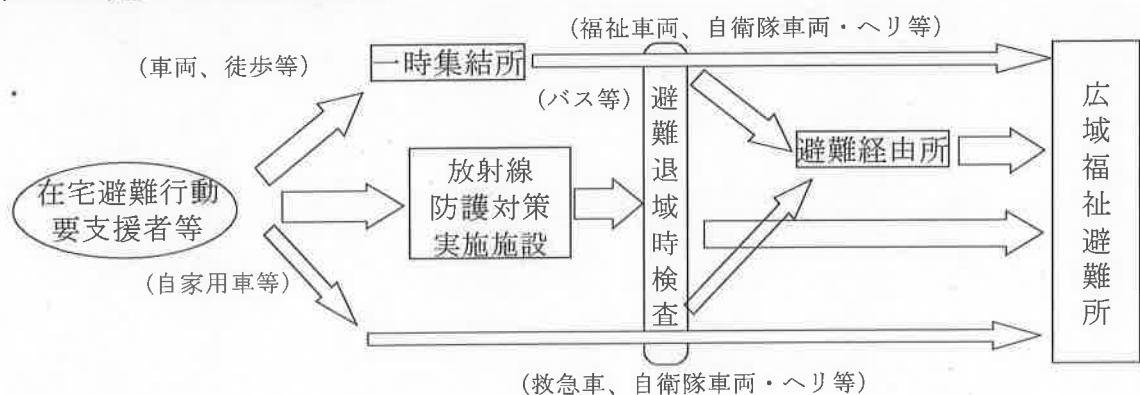
※ 社会福祉施設等（保育所を除く）の通所者については、放射性物質放出前の警戒事態の段階で通所施設から帰宅し、避難指示があった後、自宅等からの避難を行うことを原則とする。

なお、放射性物質放出前の警戒事態の段階で、帰宅する間もなく避難指示があった後は、施設の支援により一時集結所又は広域福祉避難所に避難を行う。

②病院等入院患者



③在宅避難行動要支援者等



（2）避難先の確保、周知

ア. 関係 4 市及び島根県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び在宅避難行動要支援者等の避難先（広域福祉避難所）を定めておき、避難ルートと併せて社

会福祉施設等に周知しておく。

イ. P A Z 圏内においては避難準備の発出が見込まれる段階で、U P Z 圏内においては屋内退避の指示が見込まれる段階で、島根県及び関係4市は、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。

避難先等が決定した段階で、関係4市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。

ウ. 島根県は、入院患者の様々な症状等に応じた適切な受け入れ先医療機関を迅速に確保する体制を整え、避難先の自治体との間で、あらかじめ受け入れ先医療機関の調整方法を定め、その手順を明確にしておく。

エ. 病院避難については、P A Z 圏内の病院等は警戒事態となった段階で、U P Z 圏内の病院等は遅くとも全面緊急事態の発生までに、島根県に入院患者の状況を報告する。

島根県は、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受け入れ先医療機関を調整し、避難手段及び避難時の支援要員等を調整したうえで、該当病院等へその状況を連絡する。

連絡を受けた病院等は、受け入れ先の医療機関と個別に受け入れ調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え避難を実施する。

(3) 避難手段及び避難ルート等

ア. バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、関係4市と連携しながら、一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

イ. 島根県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者とあらかじめ協議し、避難行動要支援者等の避難手段確保の手順、体制を整える。

ウ. 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

(4) 各施設別の避難計画の策定

ア. 社会福祉施設（入所施設）、病院等は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定する。

イ. 島根県は、社会福祉施設（入所施設）、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

ア. 関係4市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておく。

イ. 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、支援等の方法について、十分留意する。

(6) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は、関係4市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の避難行動要支援者等は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。

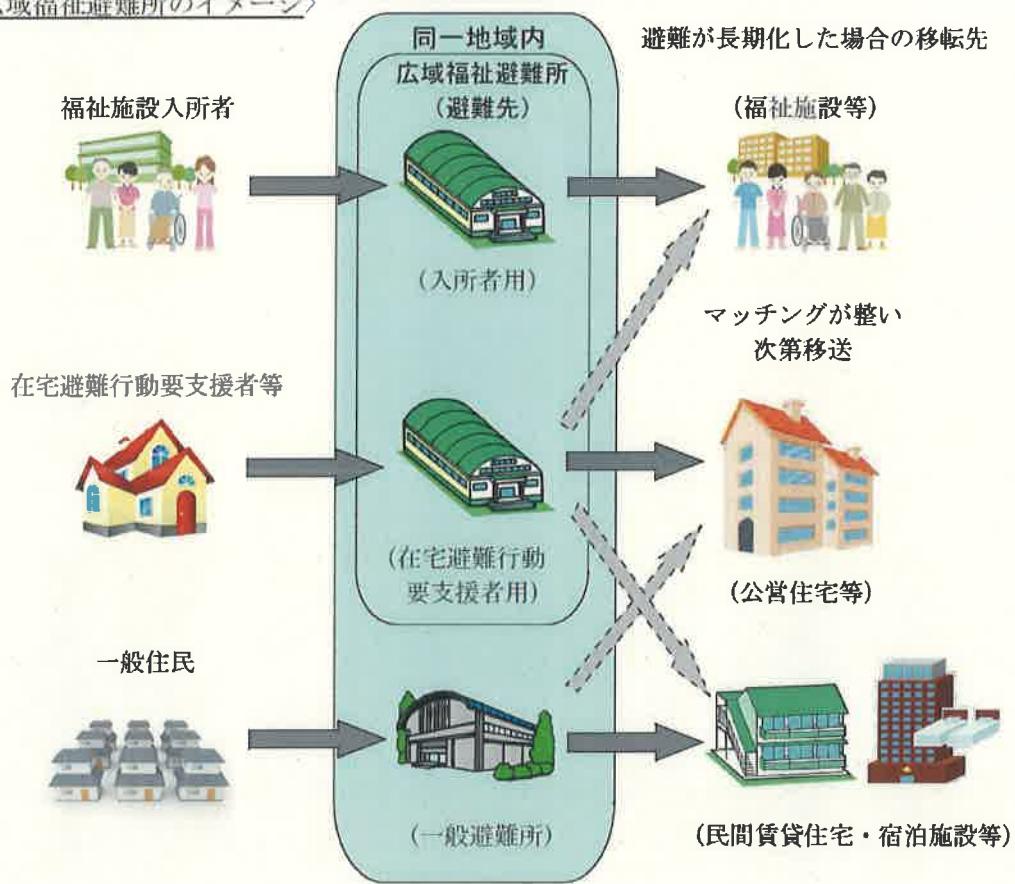
イ. 移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、島根県は国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

広域福祉避難所について (一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所)

1 広域福祉避難所とは

- (1) 避難行動要支援者等（社会福祉施設入所、在宅避難行動要支援者等）が一時的に避難する施設で、一般住民の避難先と基本的に同じ地域内にあらかじめ定める避難所。
- (2) 介護等を要する者が避難するため、一般の避難所と比較して生活環境が整った避難所。

〈広域福祉避難所のイメージ〉



2 広域福祉避難所の設備等 (例示)

- 冷暖房設備
- 多目的トイレ (障がい者用トイレ)
- 会議室、研修室等ある程度仕切られた部屋
- エレベーター、バリアフリー構造、調理設備があれば望ましい

3. 避難退域時検査体制の整備

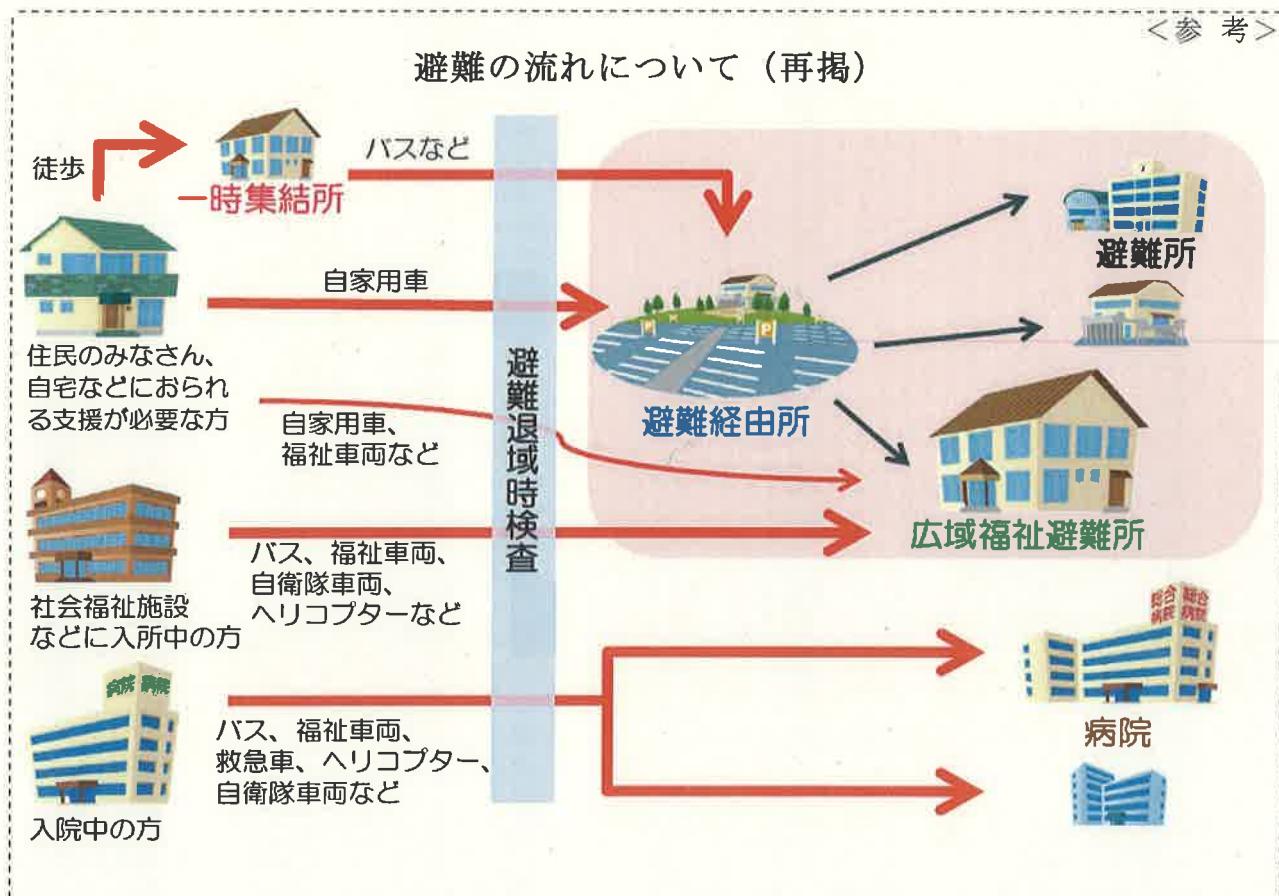
ア. 島根県は、O I Lに基づく防護措置としての避難等の指示を受けた住民を対象として、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制により避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。

イ. 避難退域時検査は、島根県が策定した避難退域時検査実施計画により、あらかじめ決定した検査候補地で実施する。[別紙5]

4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

ア. 島根県及び関係4市は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用指示が出された際に、該当の避難住民等が速やかに安定ヨウ素剤が服用できるよう、P A Z内の住民等に対して事前に安定ヨウ素剤を配布するとともに、P A Z内及びU P Z内の住民等に対して、遅くとも施設敷地緊急事態の発出後、速やかに安定ヨウ素剤を配布する。

イ. 安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用に関しては、島根県が策定した安定ヨウ素剤配布計画により、あらかじめ定めた方法により実施する。



第5章 避難住民の支援体制等

島根県と関係4市は、国や避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等

（1）開設、運営 等

- ア. 避難所、避難経由所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ. 避難開始当初は、島根県及び関係4市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならぬいため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が主体的に対応する。
- ウ. 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- エ. 避難決定後、避難元自治体は避難先自治体に連絡員を派遣する。
- オ. できるだけ早期に、避難元自治体は避難先自治体へ職員を順次派遣し、避難先自治体指示のもと、避難経由所や避難所等の対応を行う。また、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- カ. できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、避難元自治体職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、関係4市は、例えは自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。〔別紙6〕
- キ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行う。
- ク. あらかじめ定めてある避難先自治体が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

（2）避難物資の確保

- ア. 避難所への食糧や毛布等避難物資については、島根県及び関係4市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ. できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等

（1）開設、運営

- ア. 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ. 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

（2）避難行動要支援者等のケア

- ア. 避難行動要支援者等のケアについては、在宅の避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- イ. ケア要員の不足が想定されることから、島根県及び関係4市は、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

（3）資機材・物資の確保

- ア. 避難行動要支援者等の避難に必要な資機材・物資等（介護ベッド、車椅子、医薬品等）について、島根県及び関係4市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ. できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

3. 円滑な避難受け入れに当たって検討すべき事項

ア. 島根県及び関係4市は、避難先自治体と連携しながら、避難所等の運営について、以下の事項に配慮した体制の検討を進めていく。

- 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布
- 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握
- 避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
- 良好的な生活環境を確保すること（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策）
- 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
- 外国人への配慮
- 家庭動物のためのスペースの確保 等

イ. 広域避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを原則とし、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、求償方法等の検討を進めていく。

<参考>

各自治体へ広域避難の受入要請を行うに当たっての考え方（再掲）

- 今回の広域避難計画は、原子力災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、あらかじめ避難先を決めておくものであるが、避難先自治体も被災して受け入れが困難な場合など災害対策基本法第86条の3（広域一時滞在）の規定による正当な理由があると認められる場合は、要請を行わないこととする。
- 広域避難に係る費用負担については、受入自治体側の負担とならないことが原則と考えており、今後、国における費用負担のあり方の検討状況、原子力損害賠償法の運用等を踏まえ、求償方法や費用負担の考え方について検討を行う。
- 避難所（一般避難住民用）・広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設・管理などの避難住民の受入については、全面的に受入地域側に対応をお願いせざるを得ないが、避難開始直後から各避難所へ避難元自治体職員を順次派遣するとともに、避難住民による自主運営体制と併せて、できるだけ早期段階（概ね1週間～10日後まで）に避難地域側へ避難所運営の移管を完了させるものとする。
※ただし、避難所の施設管理については、受入側に引き続きお願いする。
- 一般避難住民及び在宅避難行動要支援者等については、早期に次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転を積極的に行う。避難所は、その統廃合を行いながら最長で避難指示後6ヶ月を目処に全廃することを目指す。
※ただし、施設入所が望ましい避難行動要支援者等については、1ヶ月を目処に次の避難先（社会福祉施設等）への入所を図る。
- 島根県は、避難退城時検査実施計画を策定し、避難退城事検査体制を整備するものとする。
- 島根県は、避難行動要支援者等に係る輸送手段、資機材、人的支援を速やかに確保する仕組みの構築を引き続き国に要請していく。

第6章 実効性向上のための取組み

広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化など諸課題の解決が不可欠であり、国への働きかけなどの対応を積極的に進めていく。

1. 国による広域避難の支援体制の強化

- ア. 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう地域原子力防災協議会等を通じて国へ働きかけていく
- イ. 特に、避難行動要支援者等の避難に当たっては、自衛隊や海上保安庁等のへり、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援体制が必要であり、国に對して体制構築を働きかけていく。

2. 避難先自治体との連携体制の強化

- ア. 情報連絡体制、避難所・避難経由所・広域福祉避難所の運営等について、島根県及び関係4市は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていく。

3. 避難退域時検査体制の強化

- ア. 避難退域時検査の人員体制、検査資機材の整備、実施方法、国等の支援体制など、効率的な検査体制・方法を検討するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- ア. 安定ヨウ素剤の緊急配布をより速やかに行うため、島根県及び関係4市は、安定ヨウ素剤配布計画に基づき備蓄場所や配布体制を検討し、その充実を図っていく。
- イ. 乳幼児等が迅速に服用できる製剤の開発など安定ヨウ素剤の服用体制の充実を国に對して働きかけていく。

5. 原子力防災資機材等の確保

- ア. 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、島根県及び関係4市の情報通信機器、防護資機材や避難退域時検査で必要となる資機材の確保が必要である。
- イ. 国に對して、島根県及び関係4市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていく。

6. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

- ア. あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても周知を行うことが必要である。

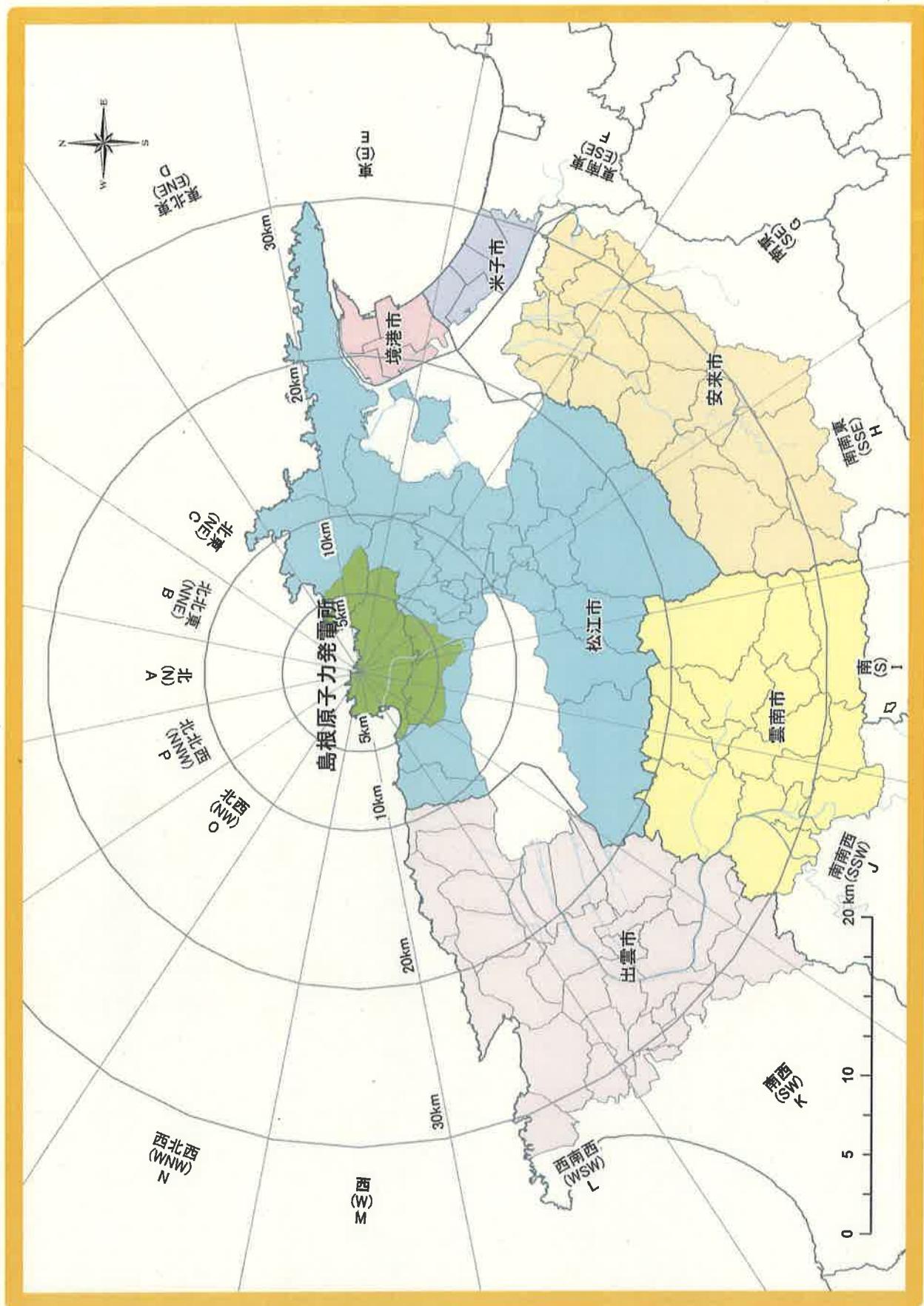
<資料>

情報連絡、避難退域時検査候補地、
避難ルート等に関する資料

平成28年3月現在

島根原発30km圏の現況

<別紙1>



原子力災害時の広域避難に係る情報連絡の流れ

<別紙2>

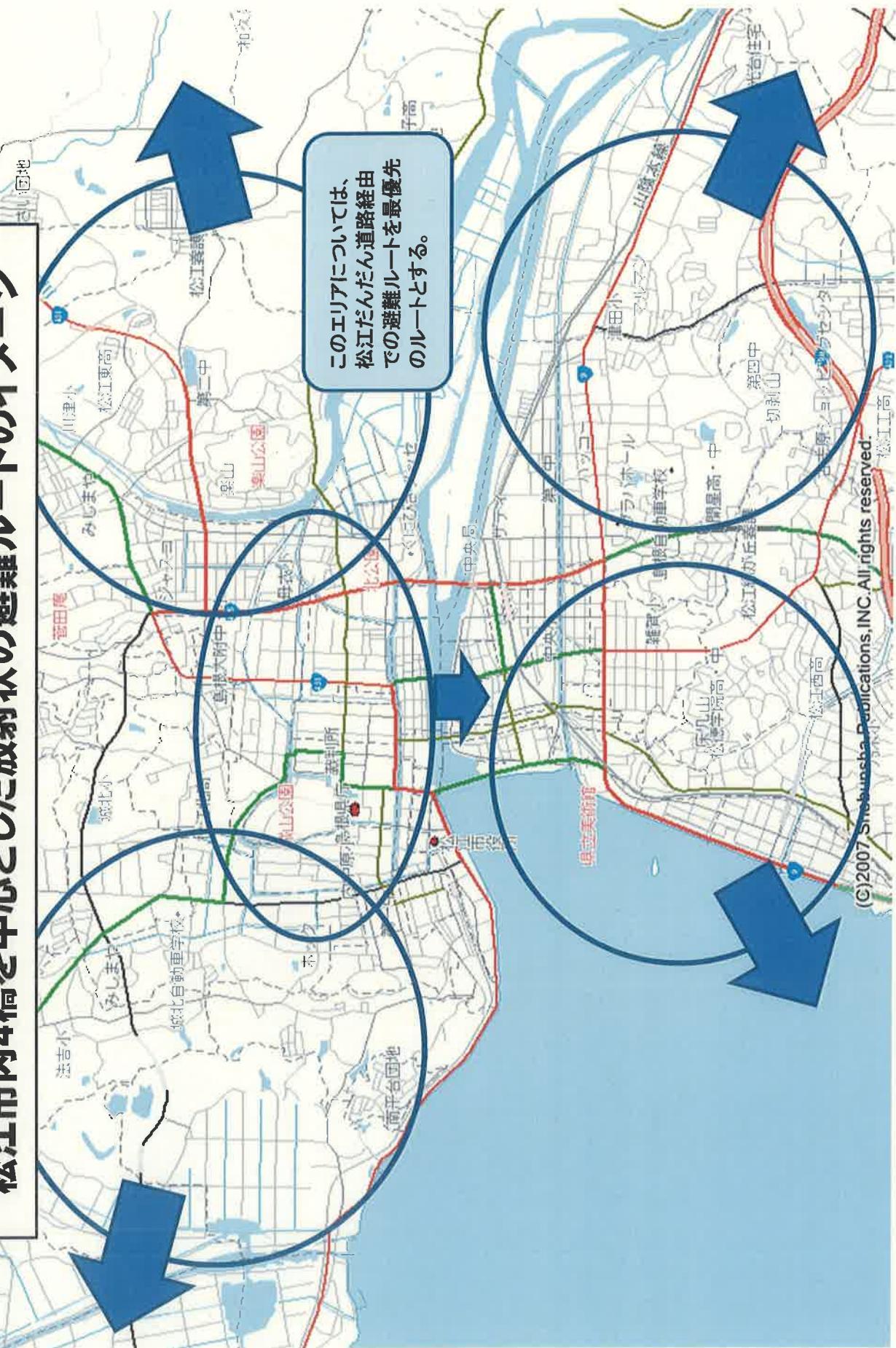
段階	連絡等の流れ	備考
0. ドラブル発生 (安全協定等のトラブル)		
1. 重大なトラブルと判断した場合 警戒事態	<p>1-1 避難準備 (施設敷地緊急事態要避難者)</p>	<p><島根県対策会議議長></p> <p>発電所の事故・トラブルが原子力災害警戒に該当する場合、島根県防災部長の判断により設置される。モーニング会合の強化など事故・トラブルの進展に備えた体制について協議する。</p>
2. 発電所の状況などの連絡 (以降、同様の流れで連絡)		

原子力災害時の広域避難実施の流れ

<別紙3>

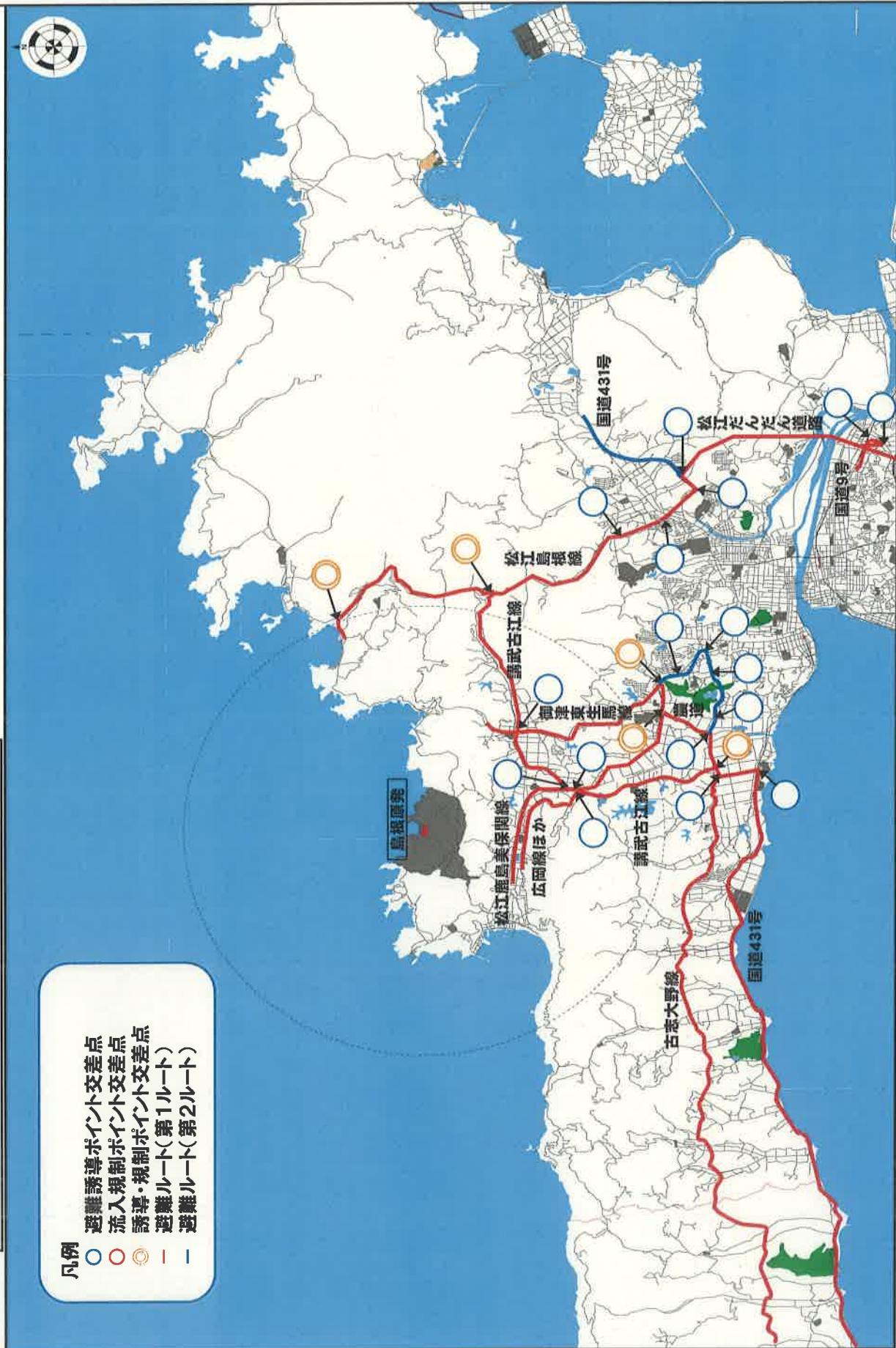
段階	避難実施等の流れ	備考
	<p>3. 施設敷地緊急事態 3-1. 避難準備 施設敷地緊急事態(PAZ地域の一般住民)</p>	③受入要請、④受入確認については、広域避難計画を基本に行う。
原 子 力 災 害 の 進 展	<p>3-2. 避難指示・避難開始 施設敷地緊急事態 (施設敷地緊急事態を避難者)</p> <p>4. 全面緊急事態 4-1. 避難指示・避難開始 (PAZ地域の一般住民)</p>	国現地本部は、緊急事態宣言以降設置される
	発電所又は環境の状況により、段階的に避難準備・避難地域が拡大	
4-2. 屋内退避・避難準備		④⑤受入要請、⑥受入確認については、広域避難計画を基本に行う。
4-3. 避難指示・避難開始		

松江市内4橋を中心とした放射状の避難状況のイメージ



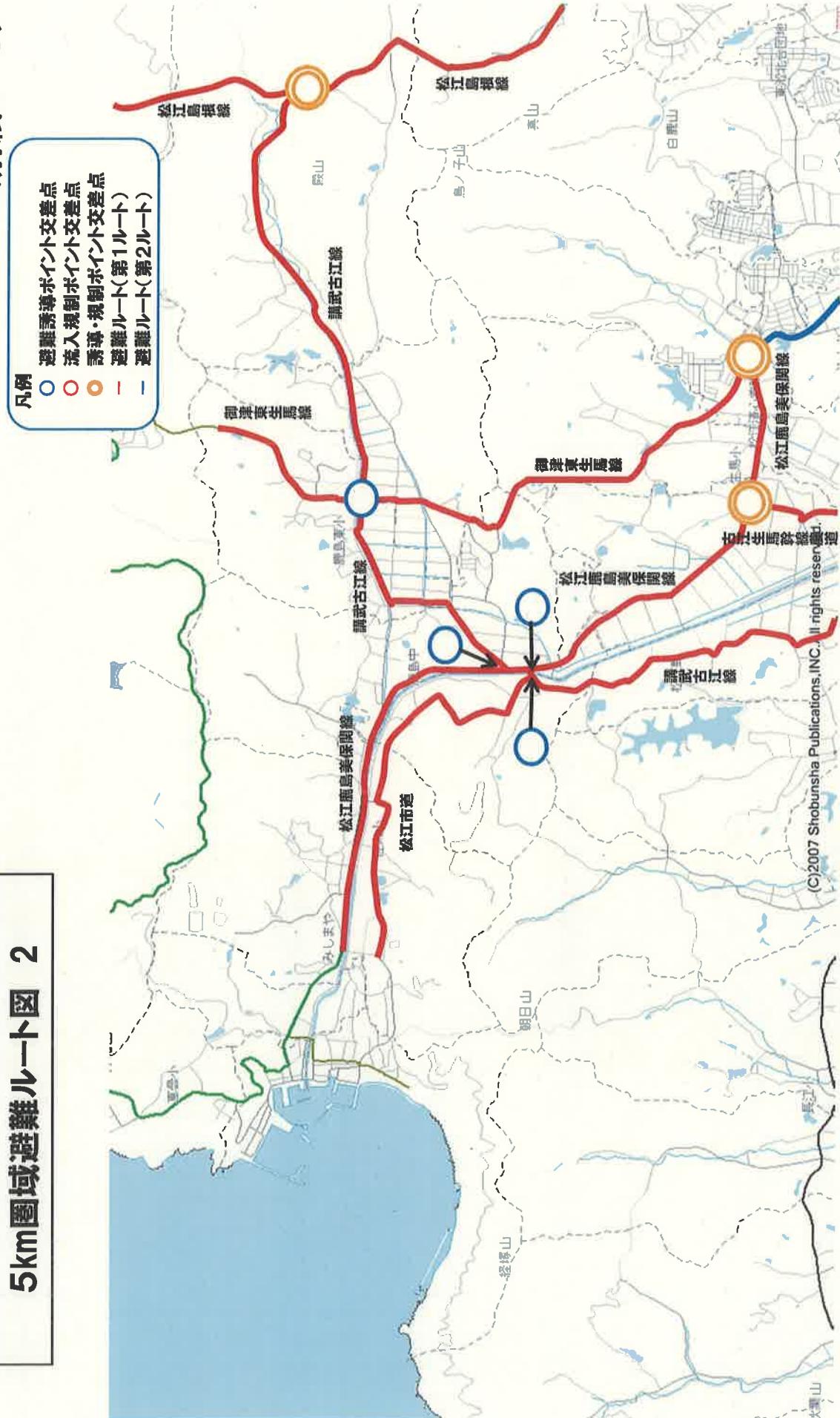
5km圏域避難ルート図 1

<別紙4-2>



2 圖一十九 地域避難ルート 5km

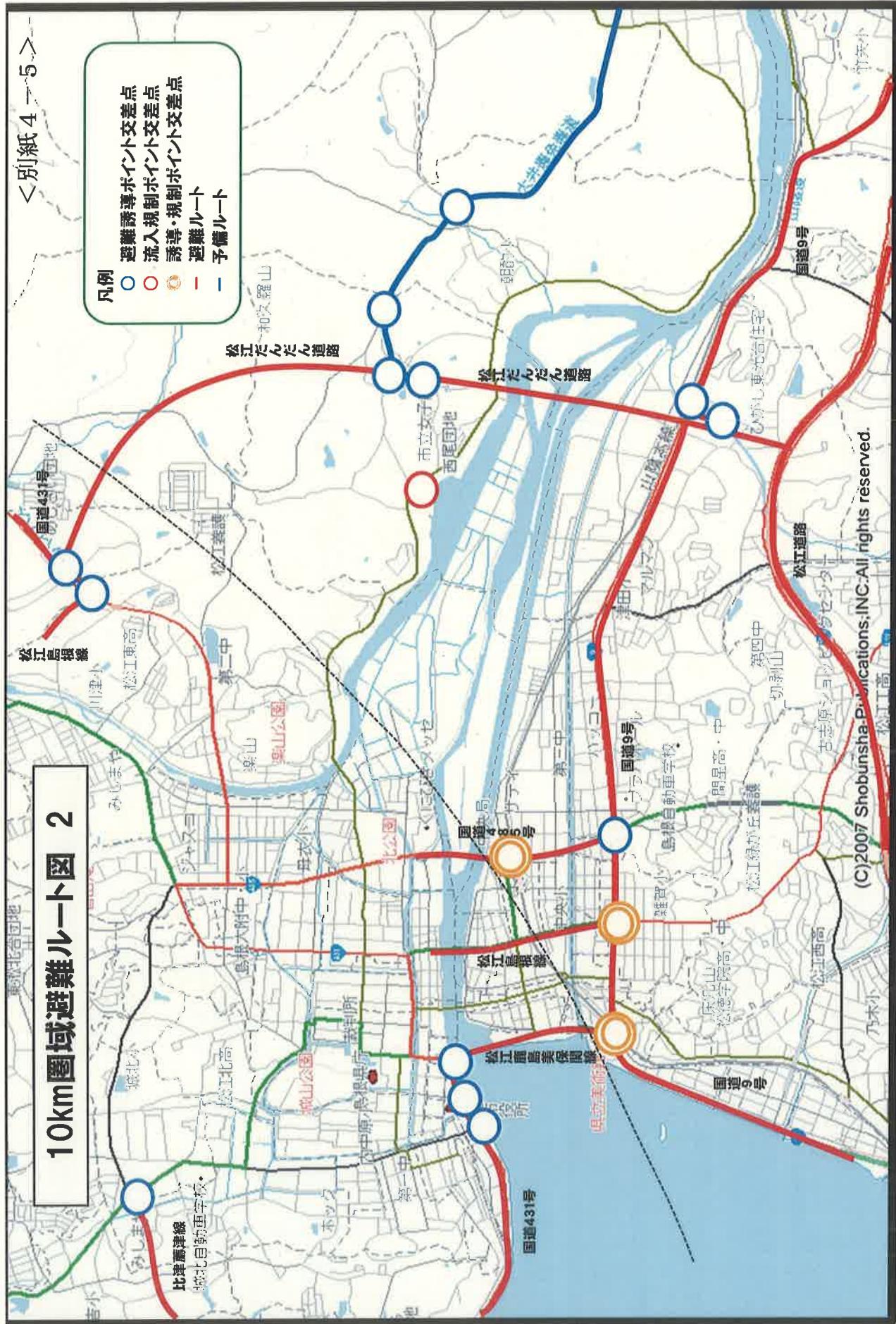
＜別紙4-3＞



10km圏域避難ルート図 1



10km 圏域避難ルート図 2

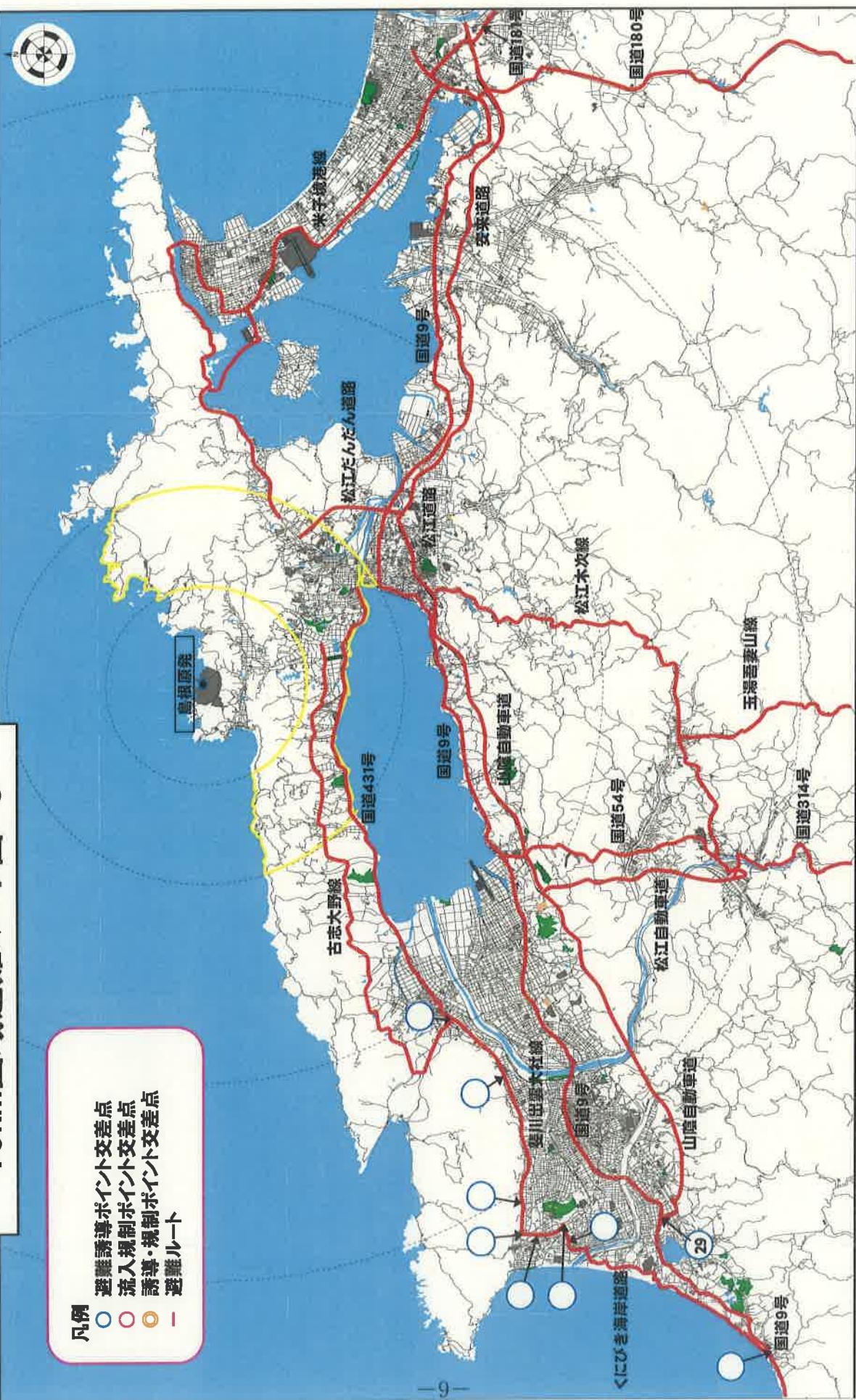


(C)2007 Shobunsha Publications,INC.All rights reserved.

10km圏域避難ルート図 3

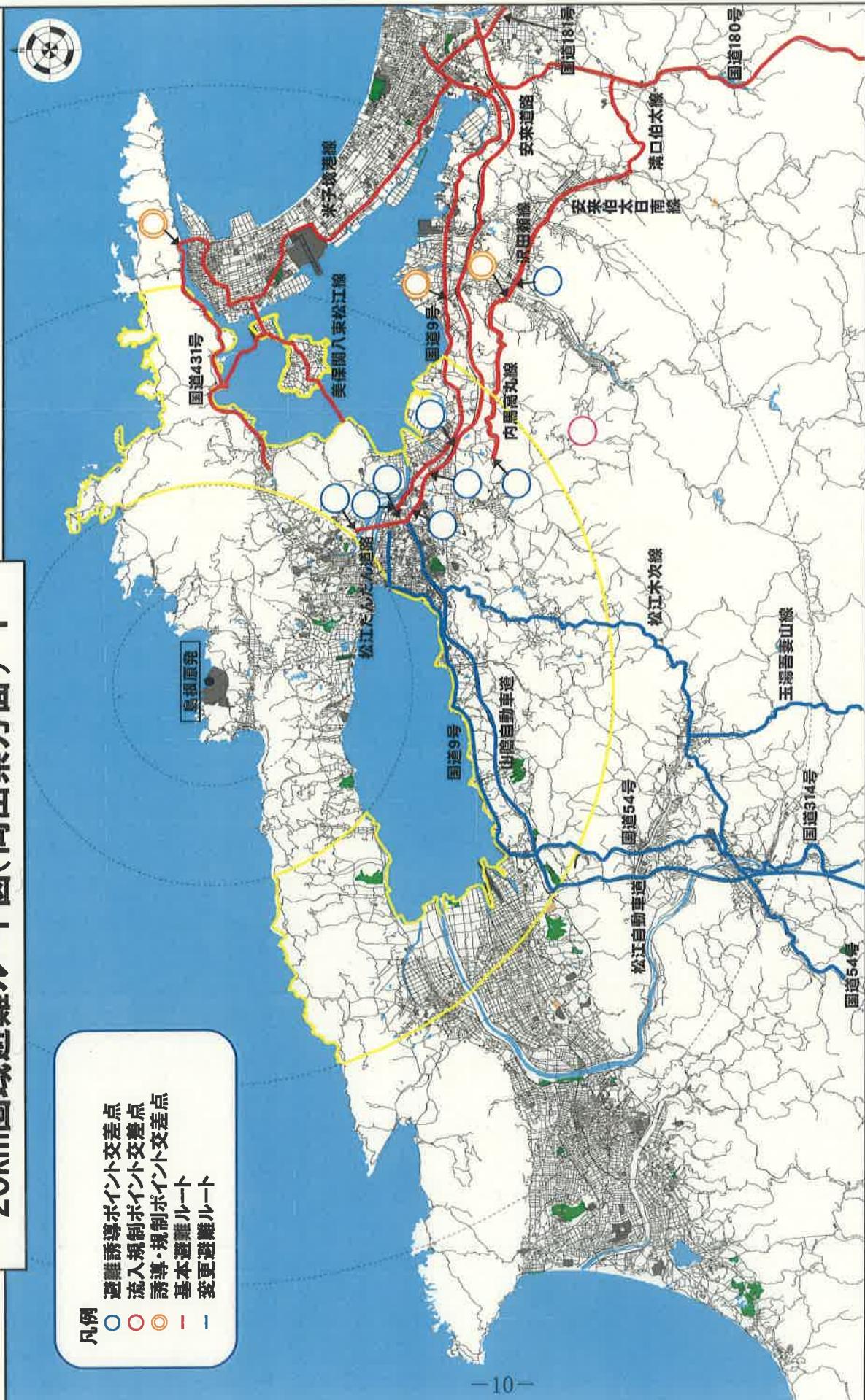
<別紙4-6>

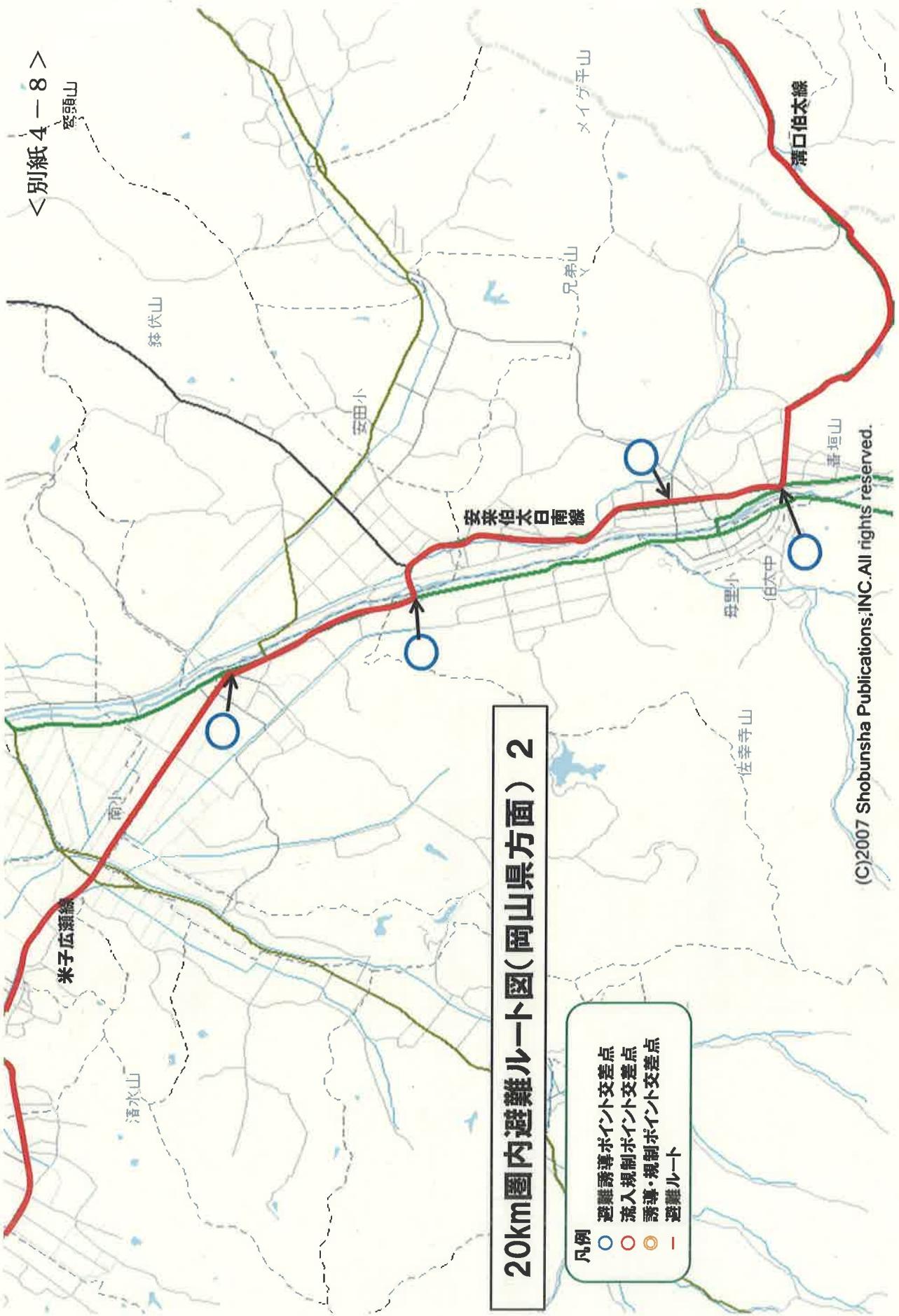
凡例
○ 避難誘導ポイント交差点
○ 流入規制ポイント交差点
○ 誘導・規制ポイント交差点
- 避難ルート



20km圏域避難ルート図(岡山県方面) 1

<別紙4-7>





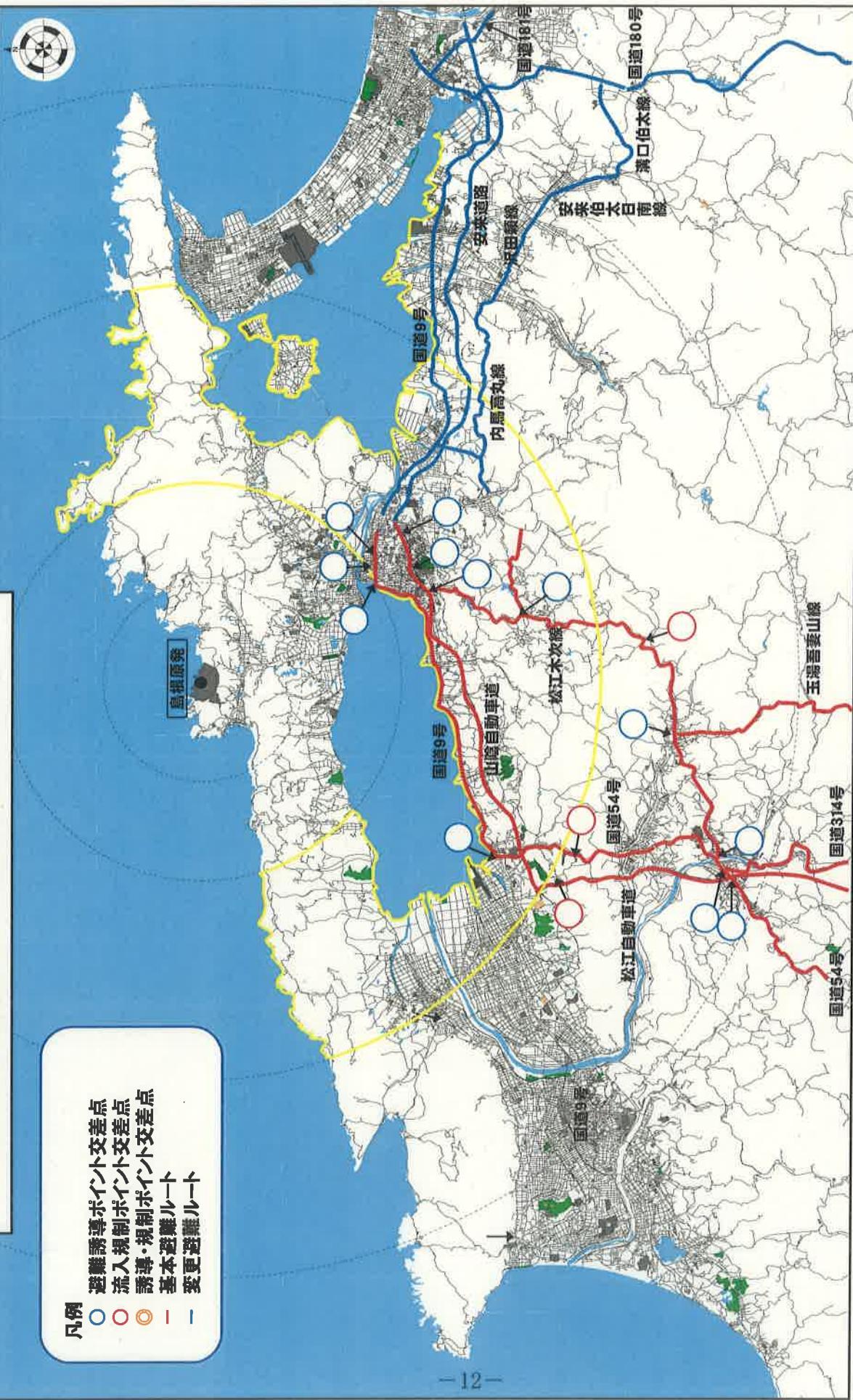
20km圏内避難ルート図(岡山県方面) 2

凡例

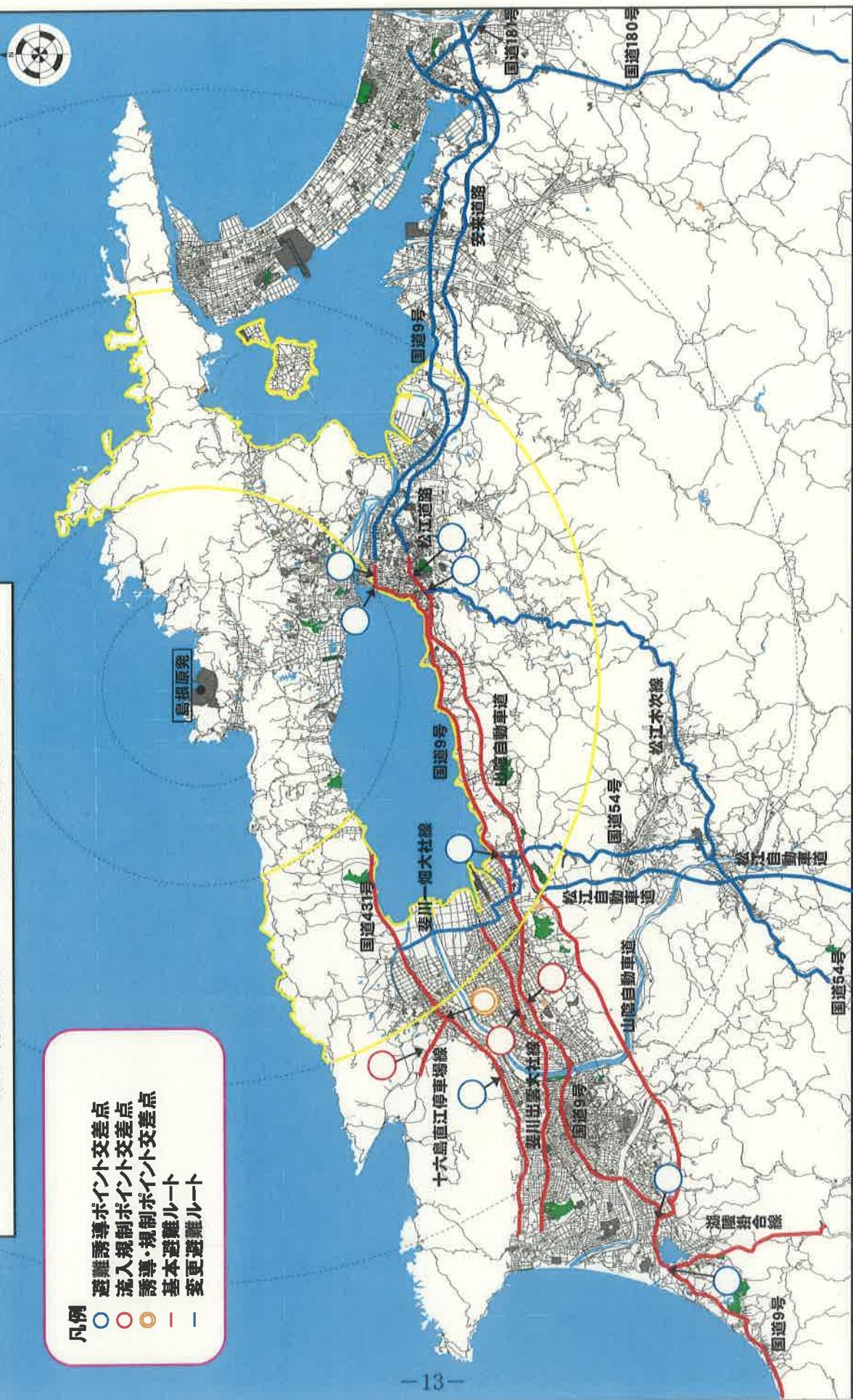
- 避難誘導ポイント交差点
- 流入規制ポイント交差点
- 誘導・規制ポイント交差点
- 避難ルート

20km圏域避難ルート図(広島県方面)

<別紙4-9>



20km圏域避難ルート図(県西部方面)



凡例

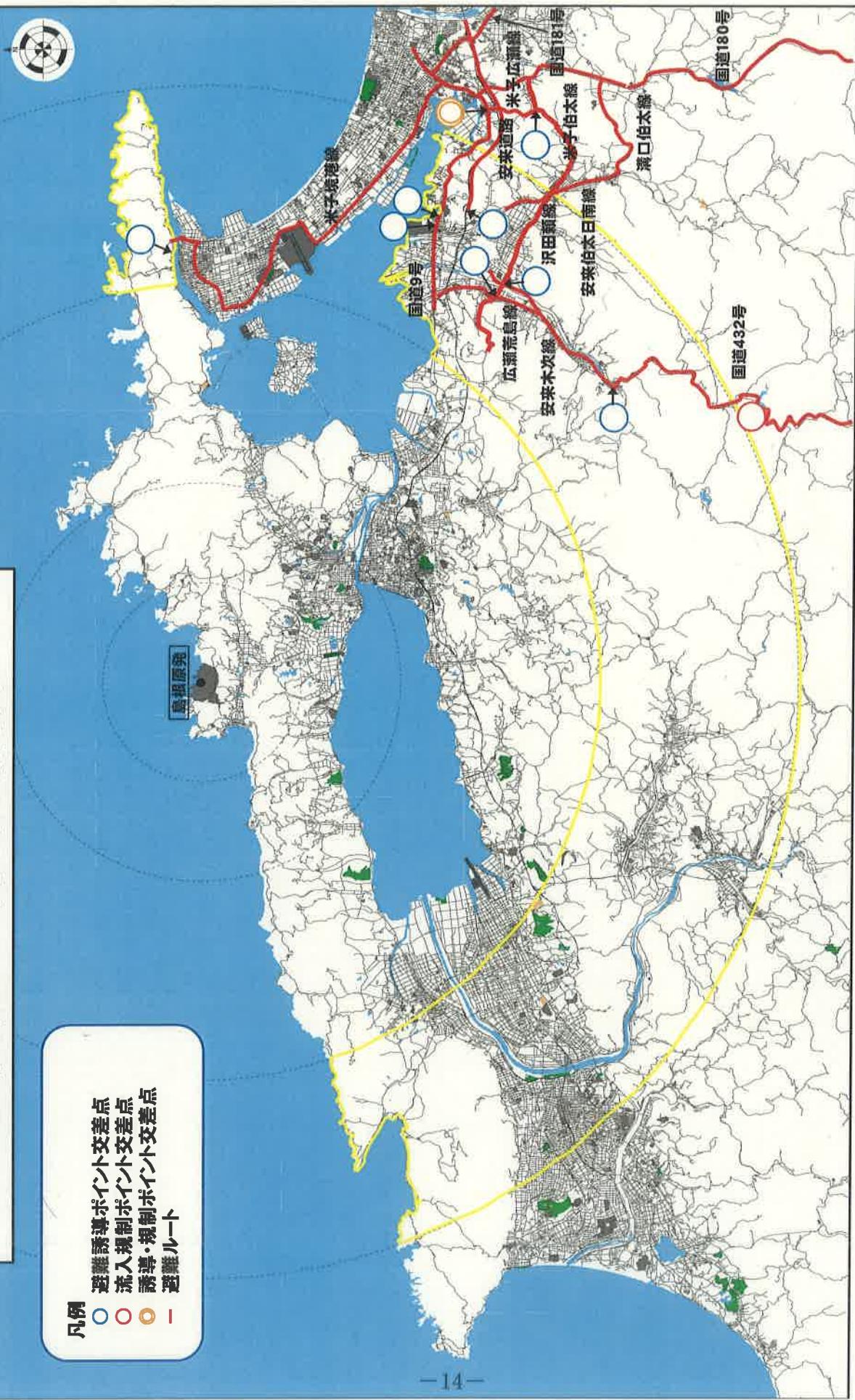
- 避難誘導ポイント交差点
- 避難入規制ポイント交差点
- 流誘導・規制ポイント交差点
- 基本避難ルート
- 基本更避難ルート

30km圏域避難ルート図(岡山県方面) 1

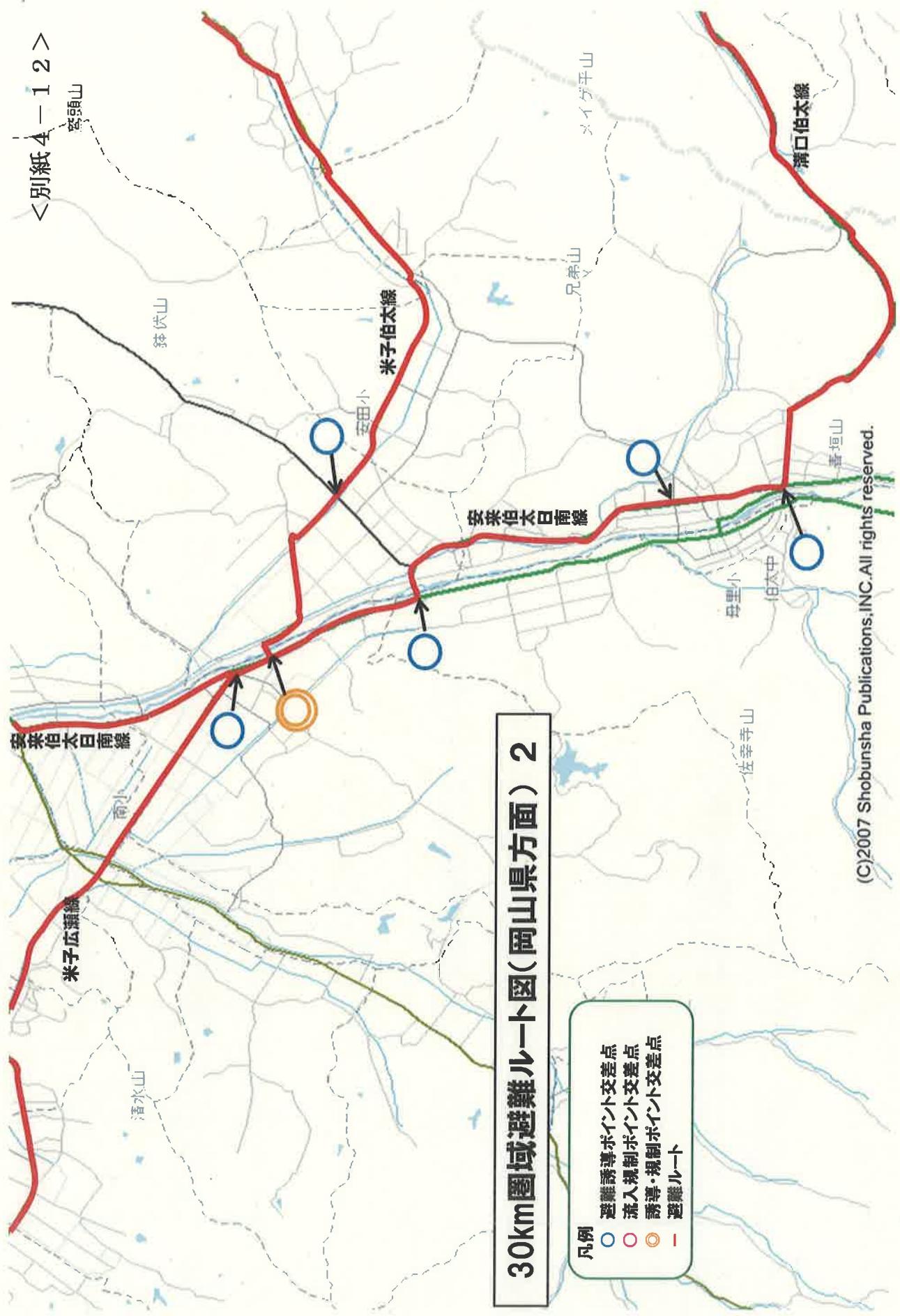
<別紙4-11>

凡例

- 避難誘導ポイント交差点
- 流入規制ポイント交差点
- 誘導・規制ポイント交差点
- 避難ルート



<別紙4-12>



30km圏域避難ルート図(岡山県方面) 2

凡例
○ 避難誘導ポイント交差点
○ 流入規制ポイント交差点
○ 誘導・規制ポイント
— 避難ルート

30km圏域避難ルート図(広島県方面) 1

<別紙4-13>

- 凡例
- 避難誘導ポイント交差点
 - 流入規制ポイント交差点
 - 誘導・規制ポイント交差点
 - 基本避難ルート
 - - 変更避難ルート

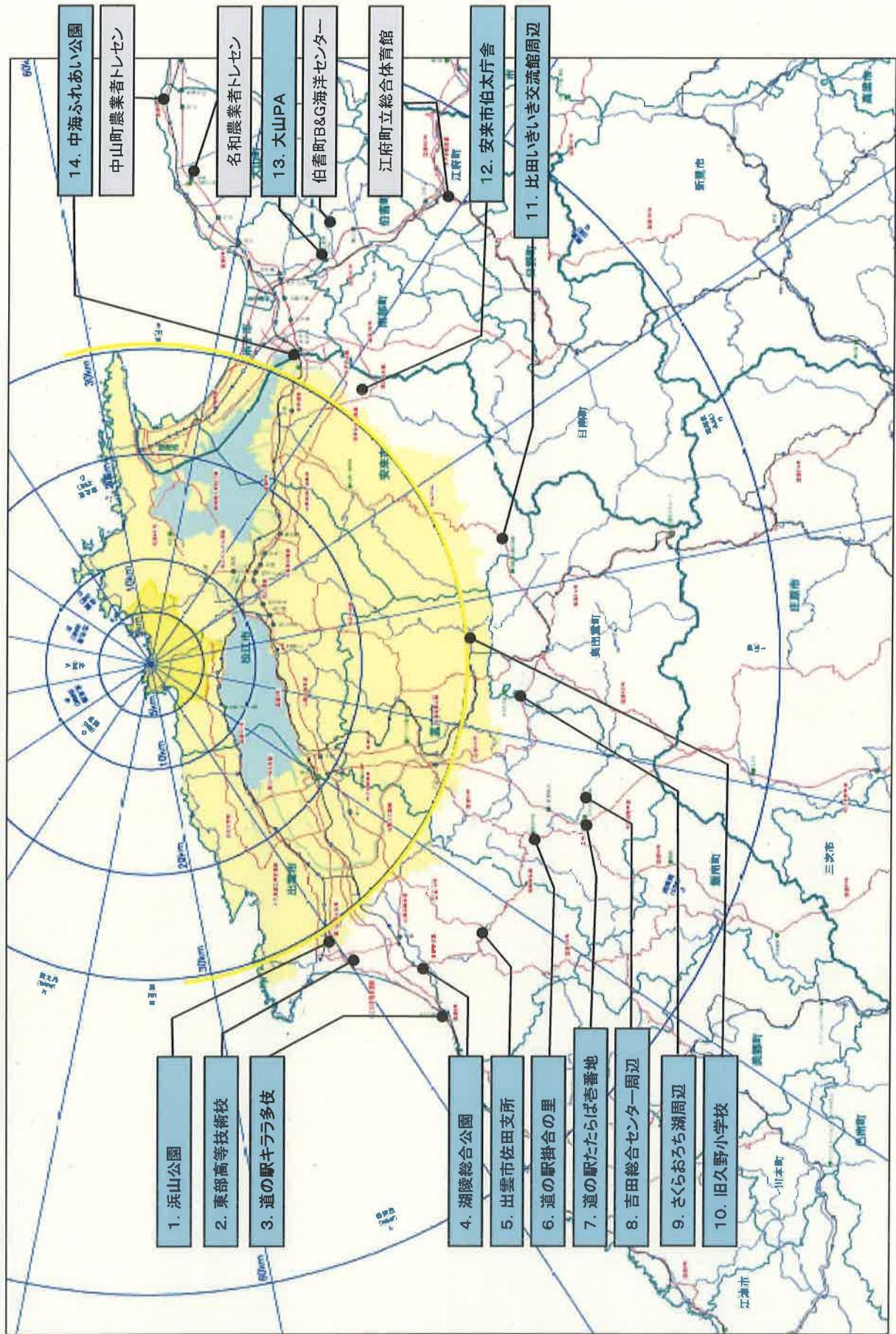


30Km圏域避難ルート図(広島県方面) 2

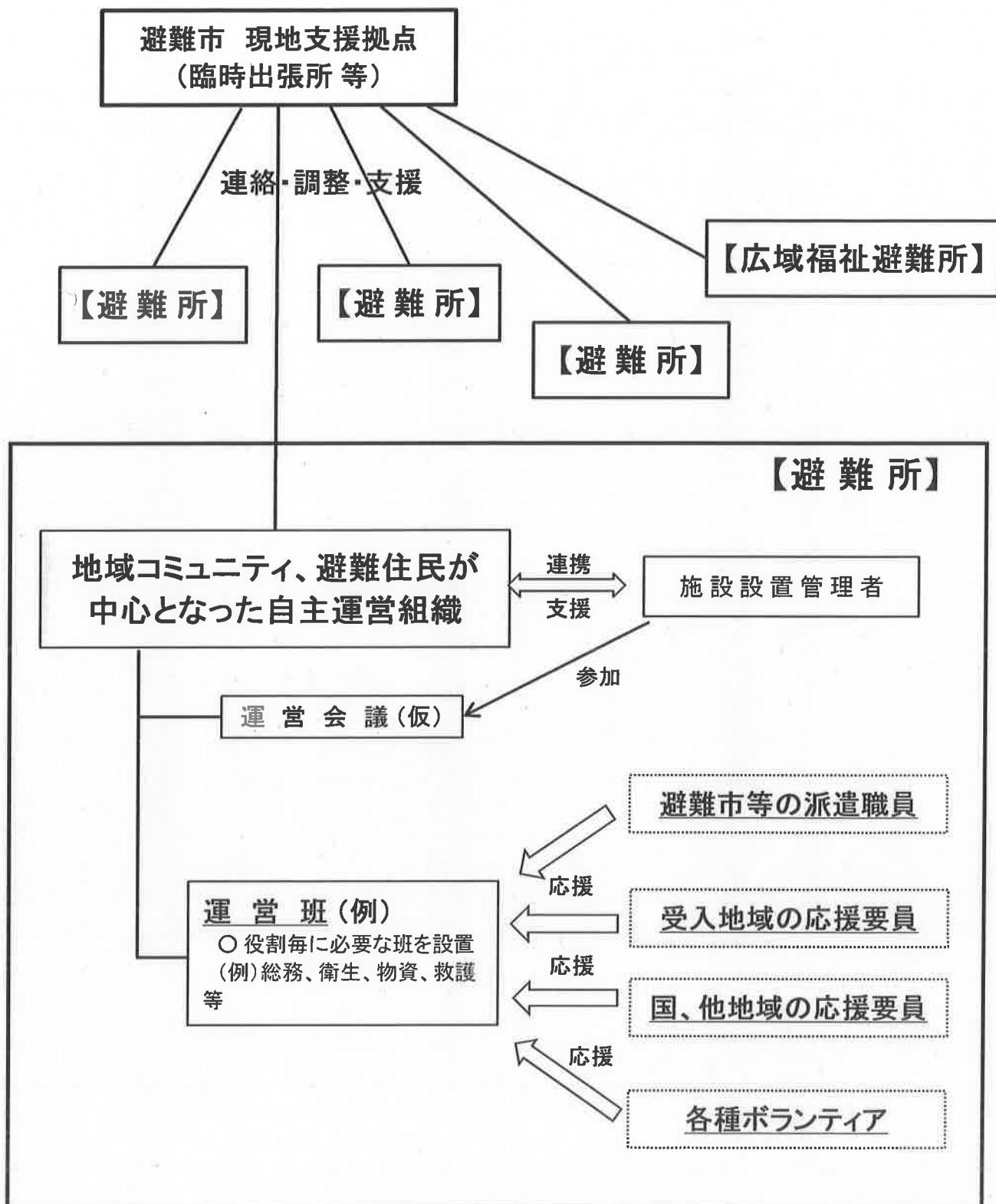
- 凡例
- 避難誘導ボイント交差点
 - 流入規制ボイント交差点
 - 誘導・規制ボイント交差点
 - 避難ルート



＜別紙5＞ 避難退域時検査候補地位置図



避難所運営体制のイメージ



<広域避難計画の策定に関する主な経過>

平成23年	5月	原子力防災連絡会議を設置
	9月	原子力防災連絡会議中間報告を取りまとめ
	10月	避難施設調査を依頼（県内） 中国地方知事会で広域避難受け入れを協力要請
	11月	山陽各県市町村への説明会を開催 避難収容可能施設確認調査を依頼（山陽各県）
平成24年	1月	島根県議会総務委員会で避難収容可能施設確認調査結果を報告
	2月	避難先地域割当案を策定
	4月～	中国各県、避難先市町村と受入調整
	9月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正
	10月	避難受入を正式に要請 国の原子力災害対策指針策定
	11月	広域避難計画の策定
平成25年	2月	国の原子力災害対策指針改正
	6月	島根県地域防災計画（原子力災害対策編）一部修正
	9月	国の原子力災害対策指針改正
平成26年	1月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正
	3月	島根県地域防災計画（原子力災害対策編）一部修正
	5月	岡山県、広島県との広域避難に関する協定の締結
	11月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正
平成27年	3月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）一部修正
	4月	国の原子力災害対策指針改正
	7月	国の防災基本計画（原子力災害対策編）一部修正
	8月	国の原子力災害対策指針改正
平成28年	3月	島根県地域防災計画（原子力災害対策編）一部修正
	3月	広域避難計画（原子力災害対策編）一部修正

